

総社市告示第120号

総社市骨髓バンクドナー奨励金交付要綱（平成29年総社市告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<u>様式第1号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第4条関係）</u> 略
<u>様式第2号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第2号（第4条関係）</u> 略

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。



## 総社市骨髄バンクドナー奨励金交付申請書（ドナー用）

総社市長様

年 月 日

下記のとおり骨髄バンクドナー奨励金の交付を受けたいので、総社市骨髄バンクドナー奨励金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	(フリガナ) 氏名	( )	生年月日	
	住所	〒 (電話番号は必ずご記入ください)		
申請金額		円		
骨髄等の提供に係る通院をした日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
骨髄等の提供に係る入院をした期間	年 月 日から 年 月 日( 日間)			

**注)太枠の内をご記入下さい。**

【確認事項】  にチェックを入れてください。

- 総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等ではありません。市が必要な場合は、警察に照会することを承諾します。

【添付書類】

- (1)公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
- (2)骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証する書類
- (3)市税を滞納していないことを証明する書類
- (4)その他市長が必要と認める書類

## 総社市骨髓バンクドナー奨励金交付申請書（事業者用）

総社市長様

年 月 日

下記のとおり骨髓バンクドナー奨励金の交付を受けたいので、総社市骨髓バンクドナー奨励金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	事業所名 代表者氏名			
	所在地	〒	（電話番号は必ずご記入ください）	
ドナー氏名 <small>（フリガナ）</small>	（ ）	電話	—	—
		生年月日 年 月 日		
申請金額	円			
休業年月日				

**注)太枠の内をご記入下さい。**

【確認事項】  にチェックを入れてください。

- 総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。市が必要な場合は、警察に照会することを承諾します。
- 当該ドナーの対象者の当該骨髓等提供につき、奨励金等の交付申請は、他の自治体にはしていません。

【添付書類】

- (1) 公益財団法人日本骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- (2) 骨髓等の提供に係る通院又入院した日を証する書類の写し
- (3) ドナーとの雇用関係が確認できる書類
- (4) 所在地の市町村税を滞納していないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類